

## 事業に関するQ&A

### 1 団体に関すること

Q1 個人で事業に応募することはできますか？

A1 交付対象者は「3名以上で構成されている団体」としているため、個人で応募することはできません。ただし、事業実施のために新たに団体を設立して応募することは可能です。

Q2 実行委員会など、任意の団体でも応募できますか？

A2 提案団体、提案事業が補助金交付要綱の規定及び募集要項にある要件を満たしていれば応募できます。

### 2 事業に関すること

Q3 補助金の交付決定前に事業が終了した場合、補助対象事業となりますか？

A3 補助金の交付決定前に終了した事業は対象となりません。

Q4 応募する事業に対し他の補助金を受けている場合、補助対象事業となりますか？

A4 同一事業に対し他の補助金を受けている場合は対象となりません。

Q5 例年団体で行っている活動は補助対象事業となりますか？

A5 補助対象となる事業は「新規事業」であるため、対象となりません。新規事業であっても、内容が既存事業と実質同一とみなされる場合は対象外となります。

Q6 過去に行っていた事業を復活させる場合は、補助対象事業となりますか？

A6 原則、新規事業が対象となりますが、事業の内容によっては補助対象となる場合もありますので、企画振興課へご相談ください。

Q7 交付対象になる事業とは、どのような事業ですか？

A7 知名町の総合振興計画で定めている「21のアクションプラン」に沿った、さまざまな地域課題や行政課題解決のための事業が交付対象です。例えば、子育て世代の悩みを共有できる居場所づくり、外国人と交流するイベント実施、子どもの防災意識向上を図るための取組、地域の歴史を語り継ぐ取組み、など。行政では行えない、かゆいところに手が届くような小さな取組みでも構いません、ひとつの事業が地域の魅力になり、まちづくりの力になっていきます。

### 3 対象経費に関すること

Q 8 講師謝礼の領収書は必要ですか？

A 8 原則、補助対象経費については領収書が必要です。口座振込みの場合は、振込み明細書に説明を付記して提出してください。

Q 9 人件費は補助対象経費となりますか？

A 9 事業実施に直接必要となる経費を補助対象経費としており、団体の経常的な経費は対象外となるため、団体の構成員の人件費は対象となりません。ただし、事業の実施のために雇うスタッフやアルバイト等の人件費は対象となる場合があります。

Q 10 事業を行うにあたってノウハウを学ぶため、研修会に参加しようと考えていますが、その時の参加費や旅費は補助対象経費になりますか？

A 10 いいえ。会員のスキルアップのための経費等は補助の対象とはなりません。

Q 11 「営利」を目的としない場合、料金を徴収してはいけないということですか？

A 11 いいえ。「営利」とは、料金などを徴収して得た利益を会員で分配することをいいます。活動を継続するための経費は必要となりますので、料金を徴収しても構いません。この場合、料金収入によって補助金交付額に不用額が生じた場合は、補助金返還の対象となります。

### 4 選考に関すること

Q 12 公開プレゼンテーションの方法・内容を教えてください。

A 12 プレゼンテーションの方法は、申請内容と著しく異なることがなければ、申請団体によって自由に行うことができます。事業の内容や対象者、この事業によって得られる成果などを発表してください。工夫をすることによって、事業のPRにもなりますので、持ち時間を守って発表してください。

Q 13 説明会やヒアリング及びプレゼンに関して、和泊町の方が2名程度入っても大丈夫ですか？

A 13 可能です。ただし、町民団体及び代表者は、実施要綱第2条にて定めている全てに該当する必要があります。

Q14 審査の結果はいつわかりますか？

A14 第1次審査又は第2次審査の結果を受けて、補助金を交付することが適当である事業を決定し、「採択・不採択通知書」を団体の代表に速やかに送付します。採択された事業については、町ホームページ等で事業名・事業内容・団体名を公表します。

## 5 補助金の交付に関すること

Q15 補助金の振込先は代表者個人の口座に振込めますか。また、現金での受取は可能ですか？

A15 補助金の受取は申請団体名義の口座に振り込みます。代表者個人の口座に振り込むことはできません。現金での受取りは可能ですが、実績報告時に会計帳簿類を整備しなければなりませんので、その事業のみの通帳等を準備することにより、収支について適切な管理をしていただきたいと考えております。

## 6 実績報告に関すること

Q16 活動報告会ではどのような発表、報告を行うのですか？

A16 必要に応じて、補助金を利用して行った事業について、定められた時間内に発表、報告を行っていただきます。実績報告書に基づき、自由に発表、報告していただければ結構です。活動報告後、ワークショップ形式で参加者の意見を聴く場を設けさせていただきます。また、報告に必要な機材等や持込みたい資料等がある場合は、事前にお話しいただければできるだけ対応したいと考えています。

Q17 活動報告会には必ず参加しなければならないのですか？

A17 この補助金交付においては、活動報告までが一つの流れとして考えていますので、参加を求められた場合は必ず出席していただくこととなります。活動報告会は、団体の活動を広く広報し、他の団体の参考にさせていただくことや、参加者の意見を聴き、事業を見直すことにより、更に良い事業を展開していくことを目的としていますので、ご理解をお願いします。

## 第5 お問い合わせ先

知名町役場 企画振興課 担当：奥間

TEL：0997-84-3162（内線：338） FAX：0997-93-4103

Email：china08@town.china.lg.jp